



2. 道路

た(地図参照)

1. 本町は三方山に囲まれ其の形状が細長いので道路の發達は之等に阻
 害されたる即ち栗野、栃木線及び葛生、栗野線の各都を除いては栗
 野町を縦断する草、栗野線あるのみで他は僅かな街道あるに過ぎぬ
 自動車は栗野、栃木、栗野、鹿沼、栗野、粕尾、栗野、入栗野
 以上定期乗合其の他貸切自動車ありかつて交通の不便な頃は徒歩又は
 馬であつたので今日よりは寧ろ栗野宿、栗野驛と呼ばれた當時の才が
 旅館も小賣店も益んであつた
 足尾や粕尾發光寺へは毎日馬に依つて荷を運び一才入栗野加蘇山神
 社参拜人の宿泊などかなり通行人の多い宿であつた
 加蘇山神社へ参拜人の為には中栗野字菅沼に旅館があり其の後守出口
 にも出来たが交通機關の發達は之等を廢弊せしめた
 栗野字街地には商店が増加したが其の他の小賣店は年と共に不振と
 なり其の數も減じてきた

栗野町関係 道路 左の如し

縣道編入年月	線路	名	基	真	経	過	地	終	真
大正九年四月一日	葛生、栗野線	葛生	町	常盤	村	寺尾	村	粕尾	村
	栃木、栗野線	栃木	町	赤津	村	清洲	村	栗野	町

通信

郵便局 栗野町仲町にあり
 配達区域 栗野町 南摩村 真名子村 及 清洲村(北半田を除く)

引受部數及び 差出部數
 栗野局引受部數

種別	年度	昭和元年	二年	三年	四年	五年
普通郵便	便	一八八、二八八	二五、一七一	二八、四九二	二六、五三二	二四、四三三
小包郵便	便	一七九、七	三、八三七	三、七七三	二、六七八	二、五三七
爲替振込	口數	一七、一八	一、六七八	一、八三七	一、六五〇	一、三九一
貯金預入	口數	三、一九七	三、八一七	四、四〇五	五、二六〇	六、二四八
貯金預入	金額	三、七三六〇	四、三三三、四九〇	四、七三七、四六〇	五、六九八、一九〇	六、四九八、七〇





5 其他

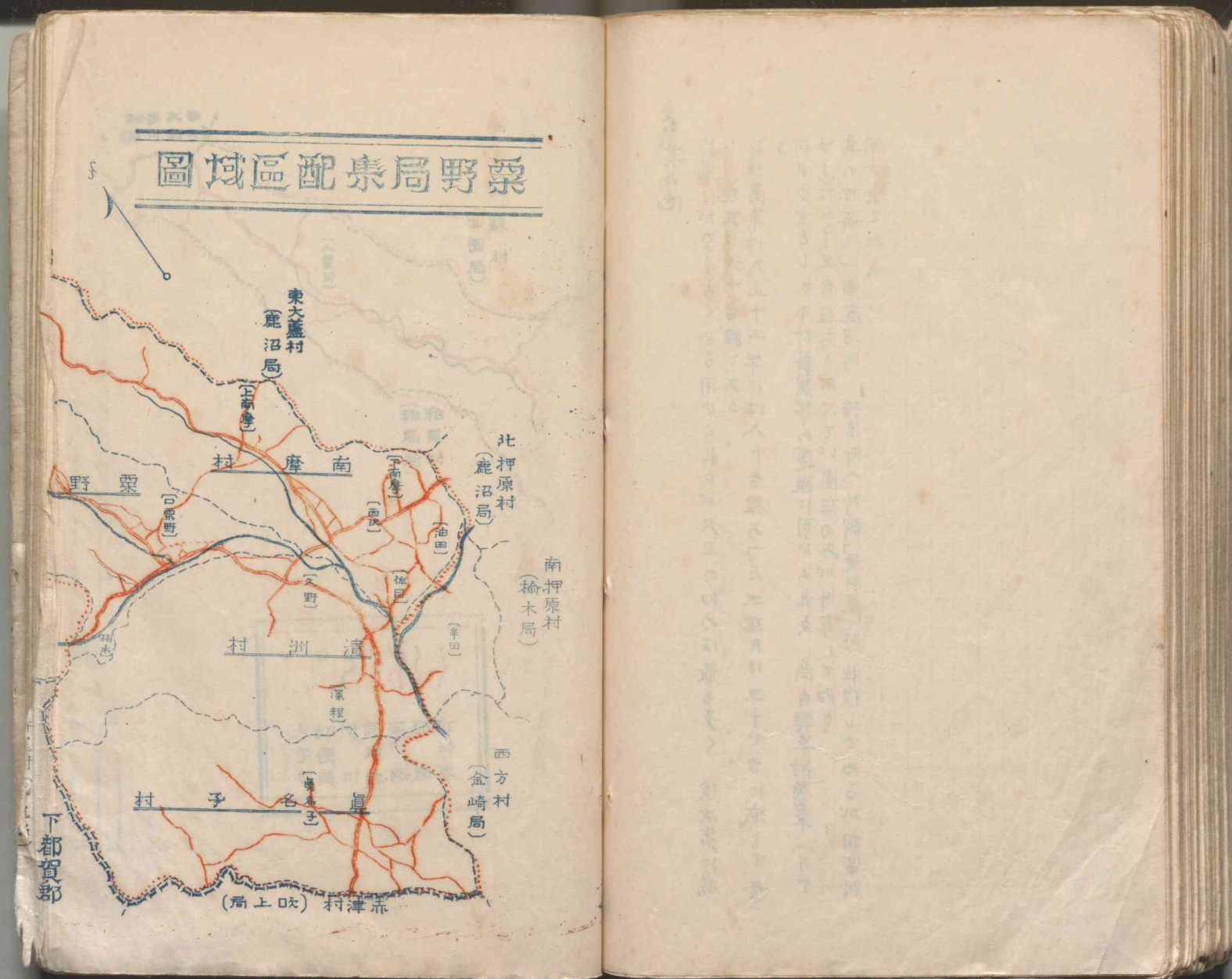
荷車はかなり古くから用いられたが大正の初めは最も多く 後次第に減
じて現在は六十台程である
荷積馬車は大正十三年には八十台程あつたが現在は五十七台に減じて居
る
何れも主として木材新炭等の運搬に用いられる。尚自轉車附屬車（リア
カ）は二十五台程あるが大抵い商店のみが所有してゐる。
其他毎日一回鹿沼町 枡木町へ所謂「便利屋」が往復してゐるが相當利
用されてゐる。

鐵道

電話 口数五十五
ポスト局管内全部にて十七 其の内栗野町にあるもの七。

同局差出 部数

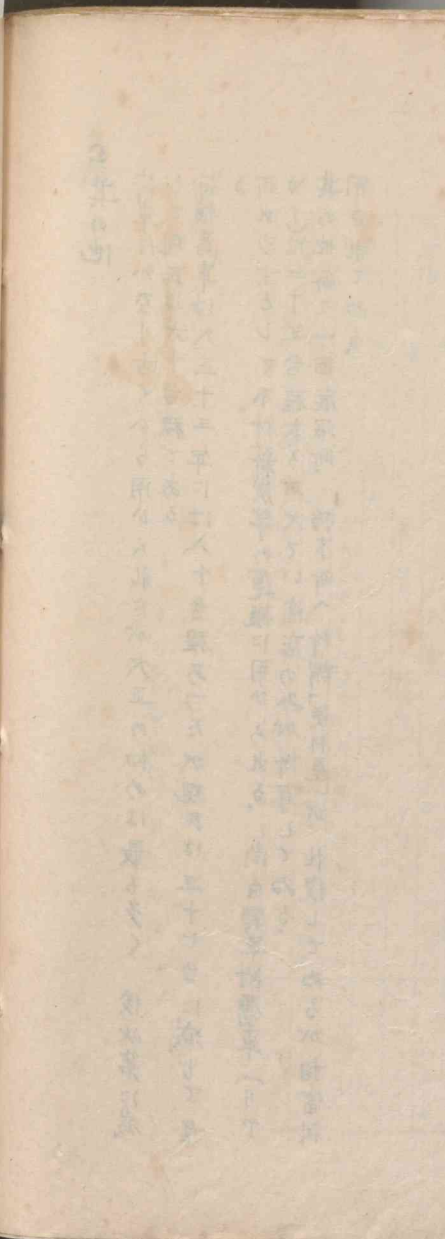
種別	年度	昭和元年	二年	三年	四年	五年
振替出 金額	口数	一、四三、四六六	一、七六、五〇〇	二、三二、四九二	一、六三、〇〇〇	一、五三、三三三
貯金出 金額	口数	三、一、六五、三三七	三、三三、〇四七	四、一、八六、四五三	四、七、九七、四〇二	八、六、九、五、一、四六
爲替振込 金額	口数	三、七、八、七、〇、八一〇	四、七、五、九、七、〇、〇	四、四、四、二、七、四、二、〇	四、〇、八、七、〇、〇、〇	三、七、〇、五、八、〇、〇
小包 郵便 口数	口数	五、六、〇、八	五、七、四、二	五、九、三、三	五、五、七、二	五、一、一、七
普通郵便 口数	口数	三、六、八、八	三、七、四、二	三、七、四、二	三、七、四、二	三、七、四、二
振替出 金額	口数	二、五、七	二、〇、一	二、一、四	二、四、五	二、二、一
振替出 金額	口数	一、四、三、四、六、六	一、七、六、五、〇、〇	二、三、二、四、九、二、〇	一、六、三、〇、〇、〇、〇	一、五、三、三、八、三、三、〇

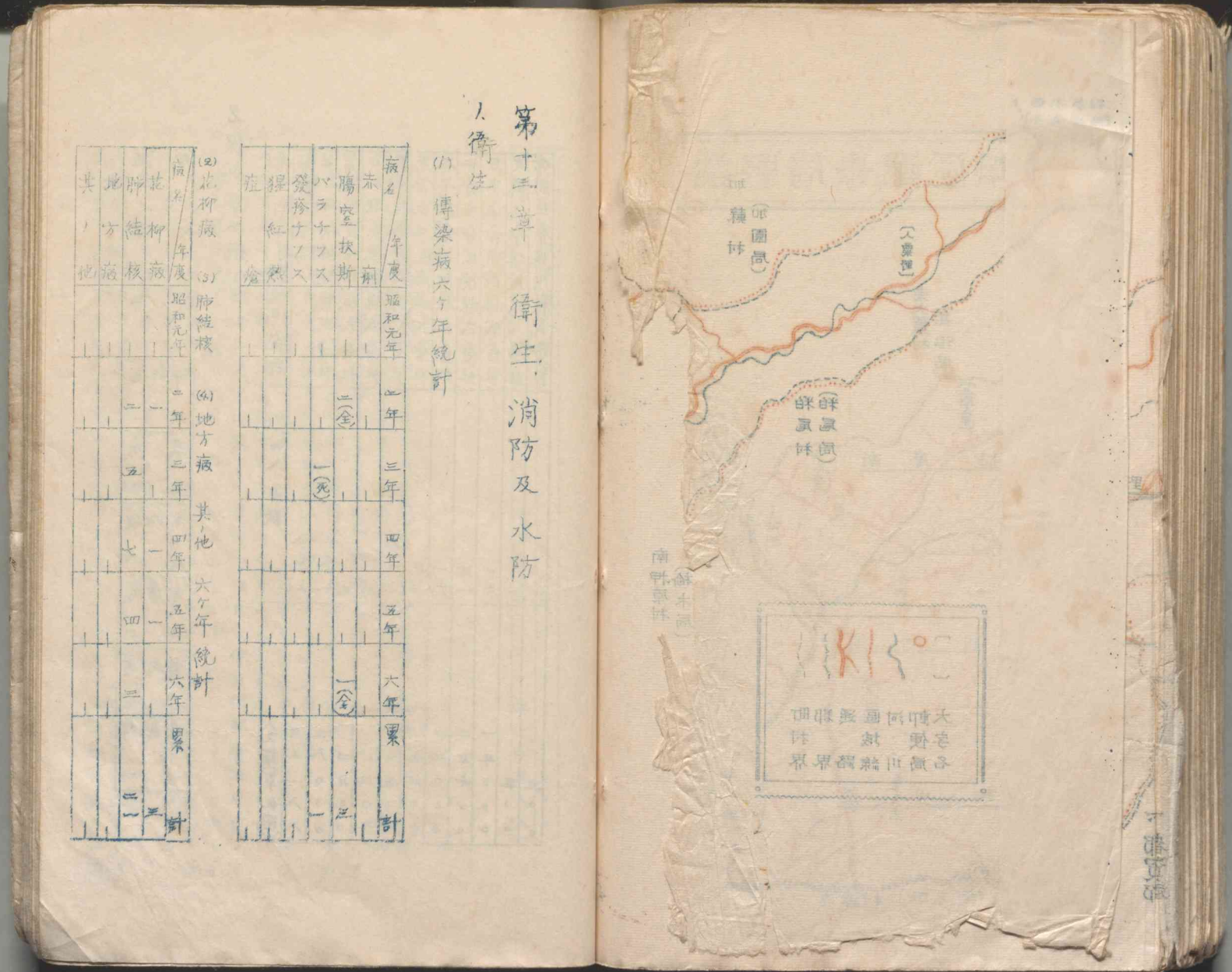


536 粟野地区 粟野町収集文書

ア1





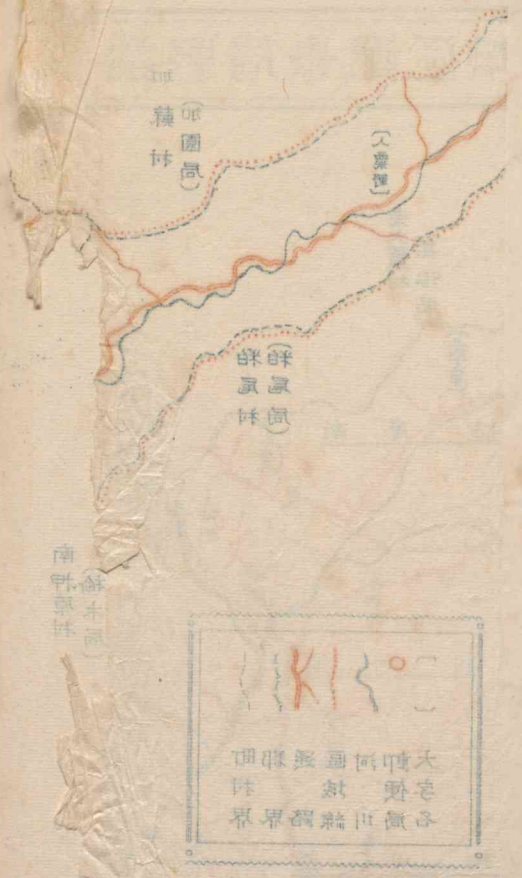


第十三章 衛生、消防及水防

(1) 傳染病六ヶ年統計

病名	年度	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	累計
赤痢								
腸空扶斯			(二全)					
ハラチノス				(一死)				
發疹チノス								
猩紅熱								
痘瘡								

病名	年度	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	累計
(2) 花柳病								
(3) 肺結核								
(4) 地方病								
其他								
六ヶ年統計								
累計								





衛生
統計表備考

前記統計表に現はれてゐる如く我粟野所に於ける傳染病は六ヶ年を通じ
て腸チフス患者が僅かに三名にして何れも全治せり。パラチフス患者一
名は東京市に於て該病に罹りたるものが歸郷したるために全治に至らざ
り。日間にして死七せり。其の他十種傳染病患者としてハフテリヤ患者
一名發生死したるのみにて他町村に比較するときは僅少なり。
斯くも傳染病患者の僅少であるといふことは常に所民の衛生思想の發達
と所當局並に衛生組合役員諸氏の不斷の努力の賜である。
我粟野町の衛生組合に於ては縣下一齊に行はれる健康週間實施以前より
毎年衛生實行デーと稱し六月一日、十一月十一日といふふうにより
七八九月迄之を實施すること一般町民に對しては回狀並に印刷物を配
布し其の當日は各區域受持役員並に委員は區内を巡視し實行項目につ
き督勵し傳染病患者早期發見等に努力せられたのである。
又年々行はれてゐる健康週間、結核予防デー等の際小學校と連絡を取り
宣傳に關する旗と作製し児童の旗行列を行つてゐる。又活動寫眞を公開

日清生命保險株式會社	加入者數	金額(單位圓)
果計	一三八九一	六一一五八八

2 保險加入者調

會社名	加入者數	金額(單位圓)
簡易保險局	八三二	九〇一八八
第一徵兵保險株式會社	八一	三八〇〇〇
富國徵兵保險株式會社	五	二五〇〇〇
日本徵兵保險株式會社	三	一八〇〇〇
帝國生命保險株式會社	三六二	四〇一五〇〇
東海生命保險株式會社	三〇	一七六〇〇
大平生命保險株式會社	二六	二二〇〇〇
仁壽生命保險株式會社	三一	二二〇〇〇
日本生命保險株式會社	一六	一三〇〇〇
友隣生命保險株式會社	一	五〇〇〇
常盤生命保險株式會社	一	三〇〇〇

院	藏	(5) 病院	其ノ他
シ	シ	醫	醫
師	師	二	二
人	人	藥	藥
師	師	一	一
人	人	産	産
商	商	三	三
人	人	藥	藥
者	者	製	製
シ	シ	ナ	ナ
醫	醫	齒	齒
人	人	二	二
念	念	離	離
一	一		



し或は健康週間中蠅取紙にて捕獲したる蠅の買上げ若くは蠅取紙の無償配布等を行つてゐるが其の効果は多大である。

一 本町の衛生状態

本町の衛生状態は前記統計表にも示すが如く他の町村に比較して決して劣つてゐないと思ふ地勢から云つても南北五里余もあり其の周囲は山岳にして四季青葉が繁茂し水清き栗野川は其の中央を貫流し常に水の絶ゆることなく殊に人家稠密なる町内は街路の兩側に用水路ありて晴天の際塵埃飛散防止の撒水等は便利にして夏季に於ては殊更に撒水の便と利用した夕涼の一助としてゐる關係上町内として傳染病其の他の瘴氣も割合に少ないのである。

本町に於ける農家の衛生状態

一般に農家の建築は衛生的でなく家屋内に馬屋あり風呂場あり又蚊戸といひて少しも光線の入らぬ薄暗い部屋があるのが通例であつたが近來衛生思想の發達に伴ひ改善を加へ衛生上から見ては亦農家としての生活上より見ても理想的に改善せられたるもの多し入口等に風呂場のある家飲料水のせきも七八年前までは各々に堀井戸を所有し其の數三百八十餘ありしも衛生思想の發達と共に文明に伴ひ打込唧筒井戸に改良するもの

年々増加して今年に至つて堀井戸を使用するもの僅に六十余戸に過ぎない。又山麓の湧き水を使用し居るものも多少はあるが流川の水を飲料水として使用してゐる者は殆どないのである。

肺結核患者として統計表に計上したのは何れも死亡の際醫師の診断書に肺結核と記入せられたるばかりで他の傳染病患者と比較するときは非常にも多く實に不思議である。

然し之は本町に發生したのでなく其の多くは家事上の都合にて都會地及各種工場に職工として働いて居つたもの或は兎習奉公等に行き結核となりて歸宅したる後死亡した者が多いのである。

公衆衛生の状態

公衆衛生も年と共に進歩し傳染病予防等は進んで之を行ひ昔日に比較すれば全く覺醒の感がある。清潔法の如きも検査も通過すればよいもの様の考へ人目につかぬ所はなるべく隠閉してそれを得々としておた所が今日では指揮を受けつとも率先して汚物其の他の危険物を捨てるものがなくなつた。

二 隔離病舎と傳染病予防

明治三十一年頃本町に隔離病舎が建築され今日迄十名以上ヲ收容したる實例のないことは常に一般市民が傳染病の恐しきことを悟り豫閉すると





種痘六ヶ年統計

村及鹿沼町に各一名宛天然痘患者発生したため、本町に於ては全町民に
 対し六月一日より八月まで八日間臨時種痘を施行し、区域を定め、當十五才
 以上五十才未満まで及七、八、九才迄の者に対し施行したるに接種者は、貳千四百
 七十餘名である。

五、衛生組合

本町には早くから衛生組合が設立されてゐた。然し今日の様に統一され
 た栗野町衛生組合としてのものではなく、各区域別のものがあつた。一區の衛
 生組合二區の衛生組合といつて四つの區に各組合が組織されてゐた。各組
 合は互に連絡はとつておたが事業や其の他に幾分の相違はあつた。
 各組合には一名宛の組長副組長があり若干名の委員が置かれてあつた。
 是等の各役員には区内の資産家、徳望家等が選んで其の職に従事した。是本
 町の特色とするところであらう。最も重んぜねばならぬ公衆衛生が完備
 の域に達しないといふことは其の指導者の任にある組長副組長の衛生意

期別	年度	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	累計
第一期	一三六	一一九	一四五	一三七	一一六	一三二	七八五	
第二期	一一六	一一七	一一九	一三二	一一八	一三二	七五四	

いふやうなことの無いのは一旦隔離病舎に收容せられたものが死亡する
 と云ふこと無く全治退舎した者が看護治療消毒等の完備し居ることと
 宣傳若しくは實見に依り自然隔離病舎に收容せらるゝを嫌ふ者がなくな
 つたのである。

三、清潔法

清潔法は毎年春秋二期に施行する。春季は五、六月中、秋季は十月中、全町
 八百才が之を實施する。この際衛生組合は大いに活動し、注意書を配布し或
 は廻状をまはして指導し注意を與へ衛生思想の普及に努力するを以て清
 潔法施行の際の成績非常によく臨検の結果手直を命ぜらるるもの曾て一
 才もない。又前年傳染病患者の發生した地域に對しては特に注意し便所
 下水、其の他不潔のヶ所には石灰乳、其の他の藥品を撒布して嚴重な消
 毒を行ふ。

五、種痘

種痘は毎年四月中に定期種痘を施行して居るが第一期接種者は何れも甚
 感して第二期接種者は免疫性を保有する關係上善感者は約三割である。
 本年一月以來大坂、兵庫、其の他各府縣に天然痘流行し、五月中那須郡那須





栗野町衛生組合同規約

第一條 本組合ハ昭和二年三月杢木縣令第十六號衛生組合同規則(以下單ニ規
則ト謂フ)ニ依リテ之ヲ設立ス

第二條 本組合ハ本町一円ヲ以テ區域トシ栗野町衛生組合ト稱シ左ノ支部ヲ
置ク

一 支部在 區域

第一支部 大字口栗野ノ内(峯境新宿下町仲町上町叫桑澤杢木)

第二支部 大字口栗野ノ内(横町中寺岡梅ノ木原 栗澤日渡路炭倉)

第三支部 大字中栗野全部

第四支部 大字ノ栗野全部

第三條 本組合ハ本町ニ住居スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織シ傳染病予防救治
其ノ他衛生ニ關スル事項ヲ協同扶持スルヲメ左記各号ノ事項ヲ遂
行シ其ノ實績ヲ舉グルヲ以テ目的トス

一 衛生法施行ニ關スル事項

二 消毒方法施行ニ關スル事項

三 種痘法施行ニ關スル事項

四 傳染病予防救治ニ關スル事項

五 衛生思想普及ニ關スル事項

六 飲料水下水改善ニ關スル事項

七 其ノ他公衆衛生ニ關スル事項

第四條 本組合ノ事務ヲ本町役場内ニ置ク

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組 長 一人

副 組 長 一人

理 事 二人

評 議 員 十四人

支 部 長 四人

副 支 部 長 四人

委 員 三十五人

役員選出ノ方法ハ規則第八條ニ依ル





第六條 役員ノ選舉ハ單記無記名投票ニ依リ多數ヲ得タル者ヲ當選者トス
 得票同數ナルトキハ年長ヲ取り年齡同シキ時ハ選舉長抽籤シテ之
 ヲ決ス

第七條 役員ノ任期ハ四ヶ年トシ選舉ノ日ヨリ起算ス
 補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ選任マデ在任スルモノトス
 第八條 役員ノ職務權限ハ規則第十一條ノ定ムル所ニ依ルノ外平素區域内
 ノ衛生状態ヲ視察シ衛生事務ノ向上榮達ヲ期スルモノトス

第九條 組合員總會ハ組合長必理アリト認ムルトキ之ヲ開ク
 評議員會ハ毎年三月組合長之ヲ召集ス但シ組合長必要アリト認メ
 又ハ評議員半數以上ノ請求アリタルトキハ臨時之ヲ召集スヘシ
 支部總會ハ毎年一回之ヲ開ク
 委員會ハ毎年三月支部長之ヲ召集ス但シ支部長必要アリト認メ又
 ハ委員會半數以上ノ請求アリタル時ハ臨時之ヲ召集スヘシ
 第十條 定期評議員會ハ組合ニ係ハル左記事項ヲ審議ス
 一 前年度ノ予算
 二 前年度ノ決算
 三 當該年度中組合事業ノ概要
 其ノ他必要ナル事項

委員會ハ支部ニ屬スル前項ノ事項ヲ審議ス
 第十一條 定期支部總會ニ報告スヘキ事項左ノ如シ
 一 當該年度及其ノ前年度ニ於ケル組合及支部ノ事業ノ概要其ノ他支
 部長ニ於テ必要ト認ムル事項
 第十二條 議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス 可否同數ナルトキハ議長ノ次
 スル所ニ依ル

第十三條 本組合ハ規則第五條ニ定ムル事項ノ外左ノ事項ヲ施行スルモノトス
 一 醫務ノ途ナキ者及清潔方法消毒方法ヲ行フコト能ハサル者ノ救済
 方法
 二 交通遮断ヲ受ケタル家ノ生治必需品ノ調達方法
 三 組合員ノ行賞ニ關スルコト
 四 遊覽地ノ保養地ニ於ケル公衆用飲料水供給施設ニ關スル事

第十四條 組合員ハ左ノ事項ヲ恪守スルモノトス
 一 組合役員ノ注意又ハ指示ヲ遵守スルコト
 二 疾病ニ罹リタルトキハ速ニ醫務ヲ受ケルコト
 三 屋根ノ採光換氣ヲ良クシ清潔保持ニ努ムルコト
 四 床下及家屋ノ周囲ハ清潔ニシテ常ニ乾燥ナラシムルコト
 五 庭前其ノ他ノ不潔物ハ一定ノ箇所ニ蒐集シ散乱セシメザルコト
 第十五條 組合員ハ組合長若ハ支部長ノ承認ヲ得テ組合若クハ支部ノ簿冊ヲ
 閲覧シ又ハ十名以上ノ連署ヲ以テ組合若クハ支部事業ニ關シ意見





第六條 組合支部ニハ左ノ器具藥品ヲ常備シ應急ノ使用ニ支障ナカラシム
 シ陳フルコトヲ得
 ルモノトス
 一 バケツ(一〇リットル以上ノモノ) 一乃至三箇
 一 昇衣噴霧器(一〇リットル以上ノモノ) 二箇以上
 一 漏斗(徑十五センチメートル以上ノ金屬製) 二箇以上
 一 液量器(ニ〇cc 五〇cc) 各一個
 一 消毒衣 五枚以上
 一 クレゾール石鹼水 二キログラム以上
 一 早衣鏡 五〇鏡以上
 一 燻製石灰 一〇キログラム以上
 第七條 本組合及各支部ニ備フヘキ簿冊ハ規則第十五條ニ依ル
 第八條 本組合及各支部ニ於テ支出スベキ費用機目左ノ如シ
 一 組合ニ於テ支出スヘキ費用
 一 組合長 副組合長 理事 評議員ノ手當
 一 組合書記及備人ノ手當
 一 組合ノ施設事業ニ関スル諸費
 一 支部ニ於テ支出スヘキ費用
 一 支部長 副支部長 委員ノ手當
 一 支部書記 備人ノ手當
 第十九條 ハ支部ノ施設事業ニ関スル諸費
 本組合又ハ支部ノ經費ハ組合費 市町村補助金 寄附金其ノ他
 ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
 第二十條 組合費ハ予算ノ定ムル額ニ依リ組合員ノ負擔トシテ數割賦課
 基キ其ノ額ヲ定メ徵收ス
 第二十一條 組合費ハ徵收額ノ貳割ヲ支部ニ交付シ支部ノ經費ニ充ツルモノトス
 本組合ノ財産ハ之ヲ財産簿ニ登録シ組合長之ヲ管理ス
 但現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便局ニ預入スルモノトス
 第二十二條 組合長ハ前項ノ方法ニ依リ支部長之ヲ管理ス
 組合長ハ次年度予算ヲ編成シ之ヲ定期評議員會ニ附議決定スル
 モノトス 前年度ノ決算ハ同會ニ報告シ其ノ承認ヲ受ケルモノ
 トス
 第二十四條 支部ノ予算決算ハ支部長前條ニ準シ定期委員會ノ議ニ附シ決定
 スルモノトス
 第二十五條 本組合ノ役員ハ名譽職トス 但手當ヲ供スルコトヲ得
 手當ハ左記ニ依ル
 組合書記 年額手當
 各支部書記 同
 第二十六條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ
 終ル





組合長 副組合長 評議員

栗野町衛生組合 役員名 左如シ

安發 清作
 谷津嘉一郎
 増小平三郎
 関口喜入郎
 谷津嘉一郎
 神山 圭助
 大貫 文吉
 岡本 豊吉
 神山 豊太郎
 川津祐一郎
 福田 道司
 小島開三郎
 秋山善四郎
 斎藤 祐松

昭和三年六月二十八日 栗野町衛生組合設立委員会開会出席者左如シ

増小平三郎 神山圭助 小島開三郎 福田七左門
 関本美保 谷津嘉一郎 小曾ア兼吉 其塔合 亦吉
 福田 富士 斎藤織四郎 廣田惣太郎 宇賀神利作
 松本 徹平 有藤榮太郎 有藤光次郎 比澤 治平
 増山 繁作 青柳 幸助 飯原準三郎 福田 米平
 湯澤圭一郎 大塚讓一郎 秋山菊次郎 斎藤能武雄

委員会ニ於テ栗野町衛生組合規約ヲ遂條審議シ別紙規約ヲ通リ決定ス

第二十八條 組合員第十四條ノ事項ヲ恪守セス 監督官吏又ハ本組合役員ノ注意ヲ受クルモ仍之ヲ背セサルトキハ評議員ノ決議ヲ經テ二十円以下ノ過怠金ヲ徴ス

附則

第二十九條 本規約ハ評議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレバ規則第六條第二項ノ手續ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條 本組合設立當初ノ役員ハ設立委員之ヲ定メ其ノ任期ハ本規約ニ依リ役員選任ノ時迄トス

第三十一條 本規約ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス





栗野町衛生組合事業

一 春秋二回清潔法施行
 一定期種痘ノ督勵
 一 健康週間ノ實施督勵
 一 石油乳劑ノ散布
 一 傳染病患者ノ發生ノ若クハ死亡ノ際患者ノ消毒
 一 肺結核患者ノ發生ノ若クハ死亡ノ際患者ノ消毒

第三支部

支部長 岩出哲太郎
 副支部長 神小 義雄
 委員 岩手 與作
 齋藤 勝次
 岩井 春吉
 鈴木 春日

第四支部

支部長 斎藤平三郎
 副支部長 大橋松三郎
 委員 斎藤友三郎
 高橋 武次
 大橋 惣吉
 斎藤新次郎

第一支部

支部長 増山平三郎
 副支部長 関口喜八郎
 委員 廣田勉太郎
 大貫初五郎
 中賀神利作
 高島保一郎
 渡辺左平
 大木道雄
 大森吉三郎
 石川國三郎
 阿部與三郎
 内田幸次郎
 砂川勝次郎
 小曾戸宏一郎
 渡辺 敦不
 片澤 治平
 金子誠次郎

第二支部

支部長 神小 圭助
 副支部長 池澤 熊造
 委員 関本 卓
 大貫松一郎
 大貫善次郎
 安達 松藏
 大出音三郎
 福田 輝次郎
 福田 佐重
 小島 重作
 関本 恭三





3、消防及水防

一 起原
我國に於ける消防史を稽き見るに其の起原は遠く江戸時代の初期に發し
今より凡そ二百七十年前即ち慶安三年火消組を置きたるに初まり其の後
享保三年名奉行大岡越前守が江戸火消組を創立したり
此で明治初年機械消防の創わとして龍吐水又は雲籠水等使用せられ全三
年頃佛式噴筒が傳へられ數年の後獨式噴筒の輸入を見 茲に初めて古來
の肉弾的破壊消防に一大変革を興へ斯くして科學の進歩により人々より
機械力に蒸氣より瓦斯機關と進み以て今日の消防施設を充實せる發達を
見るに至りたり
爾來是箱を経て今日の組織的基礎をなすに至りたり
以下項を合ち沿革の概要を略述す

二 組織
一 伊呂波組時代
一 明治七年御用懸より令達に基き各字に非常懸を設け、若へ直と唱へ壯健者





本相撲み消火に當らしめたり
 一明治十年四月十一日中栗野大字大荷澤坪山林より出火人家に延焼大火災
 を起したるに鑑み金庫にては消火器具設備の急務なるを認め當時の長
 後場に申出買入補助(金貳拾圓)を受け明治十三年木製龍吐水一個を購入金
 八拾圓せり是れ當所の消火器具設置の最初なり

二番組時代
 一明治十四年ヤ長後場より令違あり 當所と一團とせり非常懸りと置く
 神も是れ當所消防組の濫觴とす
 一明治十四年各字に雲龍水を設置せんがためにヤ長後場に申請買入補助金
 (金貳拾圓)を受け敷箇を購入以て消火の設備をなす(二個代金八拾圓)
 (佐野町字飯田 柿沼大吉製作品)
 一明治十九年三月七日 栃木縣令第四號消防組編成規則を遵奉し與所一致左
 記二十四條ノ申合規約を議定し口栗野村を五番組 中栗野村を一番組 入
 栗野村を一番組に分割し消防隊を組織せり當時の編成區域左の如し

一番組 (口栗野村 釜場新宿) 頭取一人 副頭取一人
 二番組 (口栗野村 下町仲町) 頭取一人 副頭取一人
 三番組 (口栗野村 桑澤 粕木) 頭取一人 副頭取一人
 四番組 (口栗野村 横町 中津) 頭取一人 副頭取一人
 五番組 (口栗野村 梅本原 岡日渡路) 頭取一人 副頭取一人

六番組 (中栗野村 頭取一人 副頭取三人)
 七番組 (口栗野村 頭取一人 副頭取三人)

消防組 申合規約書
 一 頭取一人 副頭取一人
 二 頭取一人 副頭取一人
 三 頭取一人 副頭取一人
 四 頭取一人 副頭取一人
 五 頭取一人 副頭取一人
 六 頭取一人 副頭取一人
 七 頭取一人 副頭取一人

第一條 出火消防ノ爲口栗野村字 頭取一人 副頭取一人
 第二條 頭取及副頭取ノ定員左ノ如シ 頭取一人 副頭取一人
 第三條 頭取副頭取ハ組合内ニ於テ投票ヲ以テ定ムニケル年毎ニ改選ス
 第四條 消防天総員ヲ 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗
 一雲籠水十人 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗
 一鷹口 一人 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗 一旗
 消防夫ノ役割ヲ定ムル前條ノ如シト雖モ時宜ニ依リ頭取副頭
 取ニ於テ變更又ハ命令スルコトアルベシ
 頭取 副頭取ハ消防天ヲ指揮シ消防上ニ関スル一切ノ事務ヲ
 調理ス
 消防上ニ関スル器械ハ總テ帳簿ニ登記シ其組内一定ノ場所ニ
 備ヘ置クモノトス但シ鷹口及手桶等ハ各自ニ渡シ置キトアルヘシ
 最モ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨帳簿ニ記入シテ認印ヲ取り置ク





第十六條 又受持ノ器械ヲ携持スヘシ
 出火場ニアリテハ粗暴ノ行為ハ勿論猥リニ家屋檣墻其ノ他關
 係ナキ物品ヲ毀損スヘカラス
 鎮火ニ至レハ頭取副頭取ノ指揮ヲ得テ消シ止メタル場所ニ消
 札ヲ掲ケヘシト雖モ決シテ場所争ヒ等ナスヘカラス
 鎮火後ト雖モ再燃ノ恐アル時ハ組合員中若シクハ他ノ組合ト
 申合セノ上殘燄ヲ定メ警戒ヲ爲スヘシ
 鎮火後ト雖モ警察官ノ査檢ヲ了スルニアラザレハ退散スルコト
 ヲ得ス若シ警察官アラサル時ハ頭取ニ於テ査檢スルモノトス
 消防組員ニシテ故ナク出場セサル時ハ過怠金トシテ一金參拾
 錢以下ノ金額ヲ差出サスモノトス其人金額ハ頭取副頭取於テ定
 但該金ヲ徵收シタル過怠金ハ消防費中ニ差置クモノニ付キ其ノ都
 度中長役場ヘ納付ノ手續ヲナスヘシ
 毎年一月四日ニ消防組出初式ヲ行ヒ警官ノ査檢ヲ乞フモノト
 ス
 毎年十一月ヨリ二月迄ハ組合員順番ヲ以テ組内ヲ見廻リ夜警
 スヘキモノトス
 但其人員及夜警ノ方法ハ頭取ニ於テ之ヲ定ム
 消防組ハ臨時警察官ノ指揮ニ依リ水防ニモ又從事スヘキモノトス

第八條 諸器械ハ頭取又ハ副頭取ニ於テ出火アリシ時ハ勿論平時ニ之
 ヲ査檢シ破損等アレバ速ニ修繕ノ手續ヲナスモノトス
 第九條 頭取又ハ副頭取入送ノ節ハ其主管ニ係ル諸器械等帳簿ニ思シ
 目録ヲ製シ受渡ノ手續ヲナスモノトス
 第十條 消防組ノ服裝ハ左ノ如シ
 但シ総テ紺又ハ黒地ヲ用ユルモノトス最モ村會ノ議聞ヲ得テ
 調整スルモノトス
 第十一條 法被 服引 サシコ 頭巾 及 手甲 足袋 及 草鞋
 法被 及 提灯ノ徽章ハ總テ圖式ヲ以テ之ヲ定ム
 第十二條 消防組ノ徽章アル法被提灯其ノ他ノ器具ハ平常使用スルコト
 ヲ許サズ
 第十三條 該組合ニ於テハ左ノ町村ニ出火アル時ハ必ズ相應援スヘキモ
 ノトス
 第十四條 一久野村 一柏木村 一下粕尾村 一上南摩村 一西澤村
 前條以外ノ町村ト雖モ警察官ニ於テ出場ノ警鐘ヲ爲ス時ハ必ズ
 之ヲ應援スルモノトス
 第十五條 總テ出場ノ警鐘アル時ハ先ツ器械置場ニ參集シ頭取又ハ副頭
 取ノ指揮ヲ得テ現場ニ出張スルモノトス
 但急遽ノ場合ニ於テハ直ニ現場ニ馳集スルヲ得ヘシト雖モ必





議案 第七号
消防組規則

第一章 組織

第一條 本村消防組ハ七組ニ構成シ火水ノ消防ヲナサシム

第二條 消防夫ハ十年以上ニシテ身体強壯其ノ勞働ニ堪エルモノ

第三條 消防組ハ左ノ割合ヲ定メ器具ヲ備スル事

一組 (新宿登屋)
二組 (下町仲町)
三組 (上町柏木)

四組 (横町中妻)
五組 (梅本泉 岡日渡路)
六組 (中栗野)

七組 (入栗野)

各組ノ組員並器具員數

一 二三四五ノ各組ハ
頭取一人 副頭取二人
嚮筒十人 刺又四人
高張二人 刺又二人
消孔其ノ他雜具二人 嚮筒十人
六七ノ各組ハ
頭取一人 副頭取三人
嚮筒十人 刺又四人
高張二人 刺又二人
消孔其ノ他雜具二人 嚮筒十人
六七ノ各組ハ
頭取一人 副頭取三人
嚮筒十人 刺又四人
高張二人 刺又二人
消孔其ノ他雜具二人 嚮筒十人

第四條 名稱ハ栗野村一ニ三四五六七組ト稱ス

議案 第一号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第二号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第三号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第四号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第五号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第六号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第七号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第八号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第九号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十一号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十二号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十三号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十四号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十五号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十六号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十七号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十八号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事

議案 第十九号

大宇口栗野外ニ大宇消防器械栗野村消防組ヘ寄付ノ件

栗野村大宇口栗野外ニ大宇各共有消防器械ハ悉皆栗野村ヘ寄付ス

但栗野村消防組器械購求ノ費途ニ充ル事





第五條 頭取副頭取ハ特ニ其任期及選舉法ヲ定ム
 第六條 消防組ハ消防上ニ就テハ揮テ警察官吏ノ指揮監督ヲ受ケルモ
 ノトス
 第七章 規約
 第七條 頭取副頭取ハ消防夫ヲ指揮シ消防上ニ関スル一切ノ事務ヲ調
 理スルモノトス
 第八條 消防器械ハ總テ帳簿ニ登記シ組合一定ノ場所ニ備置ノモノトス
 第九條 諸器械ハ頭取副頭取ニ於テ火アリタル時ハ勿論平時ニ之ヲ
 点檢シ破損等アレハ速ニ修理ノ手續ヲナスモノトス
 第十條 頭取又ハ副頭取交送ノ節ハ諸器械帳簿ニ照シ受渡ヲ續クナス
 モノトス
 第十一條 消防組ノ服装ハ法被股引サシコ頭巾及足袋草鞋等 其事ニ適
 スルモノヲ撰用スヘキモノトス
 第十二條 法被及旗提灯ノ徽ハ別紙圖式ニ依ルモノトス
 第十三條 消防組ノ徽章アル法被 提灯其ノ他ノ器具ハ平生使用セサル
 モノトス
 第十四條 隣接町村ニ出火アル時ハ速ニ出場互ニ救援スルモノトス
 第十五條 会場ノ警鐘アル時ハ先ツ器械置場ニ參集シ頭取又ハ副頭取ノ
 指揮ヲ受ケ現場ニ出張スルモノトス
 但急遽ノ場合ニ於テハ直ニ現場ニ馳付ケルモ妨ケナシト雖モ
 必ず受持ノ器械ヲ携帶シ其旨頭取副頭取ニ陳告スルモノトス
 第十六條 出火出水場ニアリテハ粗暴ノ行爲ハ勿論猥リニ消シ争ヒ或ハ
 家屋橋塙建造物其他関係ナキ物品ヲ毀損スヘカラス
 出火ヲ消止メタル時ハ頭取又ハ副頭取ノ指揮ヲ受ケ消札ヲ表
 出スヘシト雖モ他組ノ消札ト混セサル様注意スヘキモノトス
 八部 制時代
 明治二十七年二月勅令第十五号消防組規則及今年五月本縣令第六十二号消防
 規則施行細則ニ準據シ既設七番組ヲ解散し更に第八部に制定し栗野村消
 防組ヲ組織セリ
 當時ノ区域並ニ初代組頭及部長左ノ如シ
 組頭 落合幸作
 第一部 (口栗野盛場新宿) 部長 名 小頭四名 部長 戸坂米四郎
 第二部 (下町 仲町) 部長 名 青木 春吉
 第三部 (上町 中桑澤橋本) 部長 名 大島 豊造
 第四部 (横町 中寺) 部長 名 大出 彦一郎
 第五部 (栗木原 田日渡路) 部長 名 神山 國介
 第六部 (中栗野 一円) 部長 名 福田 國造
 第七部 (栗野 岩台 燒澤 藤端) 部長 名 福田 富士





第八部 (八栗野水輝天虫尾登音) 部長一名 小頭二名 部長 大稿 時達
 九部制時代

一 明治四十五年栗野町大字中栗野部(第六部) なりしを同字に東北に亘り
 約一里あり殊に追地坪の如く一字十數アを有する分岐部落を有し警防上
 増部の必要を認め同年町會の決議に依り同字を二分し第九部と新設し区
 域並に部長右の如し

第六部 (中栗野 板名追地小倉澤) 部長 神山 義雄
 第九部 (中栗野 大栗 菅沼) 部長 松本 茂次

一 大正二年二月十八日附を以て第九部新設に伴ひ當町消防組員並に器具機
 械の員數を左の如く改正許可せらる

(一) 人員 組頭一 部長九 小頭三四 消防手四一八
 (二) 被服 一
 (三) 器具機械
 唧筒九 龍吐水二 警鐘一 梯子一五 火口七一
 組頭提灯一 小頭提灯四三 高張提灯一五 部旗九
 指揮旗四四 手桶六二 刺又六 斧一〇
 金熊手一五 カサ一〇 鎌五七
 掛矢一四 公刀二二 鉞三三 針金二一貫
 モッコ 二五 空俵一四〇 繩一四〇〇 房

一 大正十一年第八部は地形山林に依り全長約二里加ふるに所有林並に縣有
 林の造林地たる横根山林を包蔵し山林火災警防上小頭増員の必要を認め
 町會の決議を經て二名を四名に増員し依り當消防組小頭總員四十五名と
 改む

一 大正十二年十月十六日當消防組に對し前組頭 福田七左工門氏より組旗
 の贈呈を受け同日第一編小學校 講堂に於て樹立式を舉行 町長代理助
 役 安發清作氏より組頭 落合幸作氏に對し授與せられたるなり

一 大正十四年九月部長會議を開き消防組改善の目的を以て視察員三名を撰
 び縣下優良町村の視察を行ふことと議決せり
 委員氏名左に掲ぐ
 町長代理助役 安發 清作氏
 組頭 福田七左工門氏
 第四部小頭 松本 為吉氏
 第六部長 吉田 青三郎氏
 第八部長 齊藤 鐵四郎氏

以上五名は同月十四日より十七日の四日間を亘り京都官市 間々田町
 石碓町 太田奈町 馬頭町の一市四町の視察をなれ茲に新業刷新の急務
 なるを認め別項の如く(機軸器具一覽表)カスリン 唧筒三台 鐵製 火見望牌
 更製





の新設、夜警詰所、器具置場等の各般に跨る改善を加へ、當町消防組の一計劃期を現出せしむる。

大正十五年十一月七日、本町消防組は茲に機械器具の改善を實行すると同時に團體的行動を計らんが爲に、四隣村たる南摩村、清洲村、栢尾村の各村消防組を合し、本町に一町三村聯合式を同日舉行せり。依て組員規律訓練の最大の効果を改めたるに至る。

昭和二年一月二十四日、本縣義會は當町消防組をして、縣下優良組の廉を以て名譽ある旗冠並に表彰状を授與せらる。

昭和三年十月九日、第一第三兩部、瓦斯筒の設置をなしたるも更に瓦斯筒の新設の必要を認め、(金貳百円也)共同名稱の許に設備なす。

昭和三年十二月十六日、御入禮地方、饗饌に福田組頭は、御召の光榮を賜り、京都官中饗饌場に参列す。

昭和四年一月六日、東京市宮城前苑に於て全國消防組御親園を行はせられ、組頭福田七右門氏代表参列の光榮に浴せり。

昭和四年六月十二日、栃木縣消防義會より組頭福田七右門氏に対し、銀盃並に表彰状を授與せらる。

昭和四年十一月二十一日、茨城縣下太演習、御舉行の際、栃木縣茨城縣、群馬縣の消防組員に対し、畏くも天皇陛下には、水戸中に於て御親園遊さる旨仰出され、本町消防組より左記代表組員を以て光榮に浴せしめたり。

第一部長 大貫平治氏

市川順之丞氏
齋藤織四郎氏

一、昭和四年十一月部長會議に於て本町消防組後援會設立の件を決議し左記各部に之が發會を見たり

第二部 昭和五年三月 日
第四部 昭和六年四月二十日 日
第五部 昭和六年四月二十一日 日

三、經費 (昭和六年度)

所費 一金壹千七百六十四円也
部費 一金壹千四百円也
合計金貳千七百六十四円也

敬言備費に充つ





五 役員表名

八 頭取及副頭取 (明治二十年以後)

中栗野村		口栗野村	
役員	後身	役員	後身
頭取	一番組	頭取	一番組
副頭取	福田 團造	副頭取	武雄
同	神小三左門	同	中枝
同	神小為三郎	同	片賀神久次郎
同	川津七郎次	同	青木 春吉
同	福田 常吉	同	増山 宗藏
同	火橋 時造	同	大出 與市
同	牧島 勘次郎	同	福田 佐一郎
同	福田 富士	同	福田 佐一郎

入栗野村

役員	後身
頭取	黒川 新作
副頭取	松本 傳三郎
同	谷中 藤吉
同	青木 春吉
同	増山 宗藏
同	大出 與市
同	福田 佐一郎

一 落合 幸作 明治二十七年 拜命

四 人員

(昭和七年七月三十一日現在)

第	第	第	第	第	第	第	第	第	計
一	二	三	四	五	六	七	八	九	計
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	九
三六	四	四	四	四	四	四	四	四	三六
二七八	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二七八
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二四	三	三	三	三	三	三	三	三	二四



Handwritten Japanese text on two pages of an old book, organized into columns and rows. The text appears to be a list of names or entries, possibly related to a collection or a specific region. The characters are written in a traditional style, and the layout is structured, suggesting a catalog or index. The text is arranged in vertical columns, with some larger characters at the top of each column, possibly indicating a category or section. The handwriting is clear and consistent throughout the pages.





災害記録

一、大荷澤火事

明治十年四月十一日午後四時(旧暦二月二十八日)中栗野村字大荷澤山林地内炭焼竈より發火し(又元相尾村中格尾宇森若林松達折柄の西風のため全所山林を燒失火勢倍々盛んにして連焼地城約半里の遠地坪に及び人家十五戸を類焼し更に火勢愈々猛風を振か宇板名坪(約數丈)除き殆んど全焼す日渡路坪中澤坪又炭谷坪を一纏し燒失家屋總計四十八戸燒死者一名を算するに至れり
因に右燒死者は(消防士)川津源次郎と稱する二十才の青年にして其當時縣より弔慰狀並に埋葬料を下賜せらる

一、新宿火事

明治十八年二月二日午後零時半口栗野村字新宿中新井辨造住家椿蒸竈より發火當日西風殊の外強く火勢忽ち新宿北側住家全部を燃え盡し宇登場の大部を燒き同所大和屋酒造倉庫に延焼火勢倍々猛り小倉川村岸なる久野村西隅の一部を燒し深程村の大半及び公地内酒造業平野屋を燒盡して漸く鎮火せり 尚餘燄は小倉川村岸に位する此半田及び佐目村の一角

此の延焼里程實に約二里餘(三ヶ村)に亘り燒失家屋百四十八戸死者一名を算せり

一、大杉火事 (第一回)

明治四十三年正月二十四日午後四時頃雷鳴激響の折柄當町大字入栗野尾鑿加蘇山神社地内ノ老杉木(此周圍五六尺)に轟然として落雷し忽ち火災を起し火焰天に沖し見るからに只凄然たりしむ
本町消防組第八部は直に現場に出動消火に努めたるも地は道路より數丈の小腹にして水利なく敷居の應援を得て水運作業に依り漸く放水消火を爲すに至りたるも如何せん周圍六丈に近き大木の樹幹腐蝕したるに依り大空洞をなし其處に數十年來の蓄積せる落葉枯枝内皮等の燃性物を燃焼し火勢倍々猛烈恰も大火柱を見るに至り到底消火の術を措すこと能はず數百名の消防組員は決腕忍望の余儀なきに至る然れ共猛火中の老杉の刻一刻と燒倒するを座視するに忍びず
茲に最後の手段として倒の大樟木(周圍六尺)を伐り先らせ之に英氣に充ちたる少壯の消防士を擁護登り炎々たる大木六十尺の空洞尖端より放水作業をなしたるため流石の猛火も次第に火勢衰へ發火より實に十三時頃鎮火するに至る





此勇敵なる決死の行動に従事したる左記十三名に対し本縣鹿沼警察署並
 に本町より表彰の光榮を授けらるる

齋藤 泰四郎
 富山 為三郎
 福洲 熊次
 大森 子之作
 金子 兼造
 飯塚 忠五郎
 川津 章次
 若林 喜次
 神山 興市郎
 黒川 平作
 谷川 章三郎
 立川 紋次郎
 金子 茂一郎

以上

一、大杉火事 (第二回)
 大正六年二月六日午前九時當時字入東野小島末吉所有の納屋より発火し

時恰も西風激しく吹捲り隣接山林に延焼し遂に鹿島神社境内の老杉木
 木は前述被害の大老杉木なりに飛火し茲亦去る八年前の大火災を再び現
 出するの止むなきに至る時消防組に於ては全員出勤をなし必死防火に
 力め午後二時に至る約五時間に亘り茲に消火其功を奏し次第に鎮火せし
 めたり

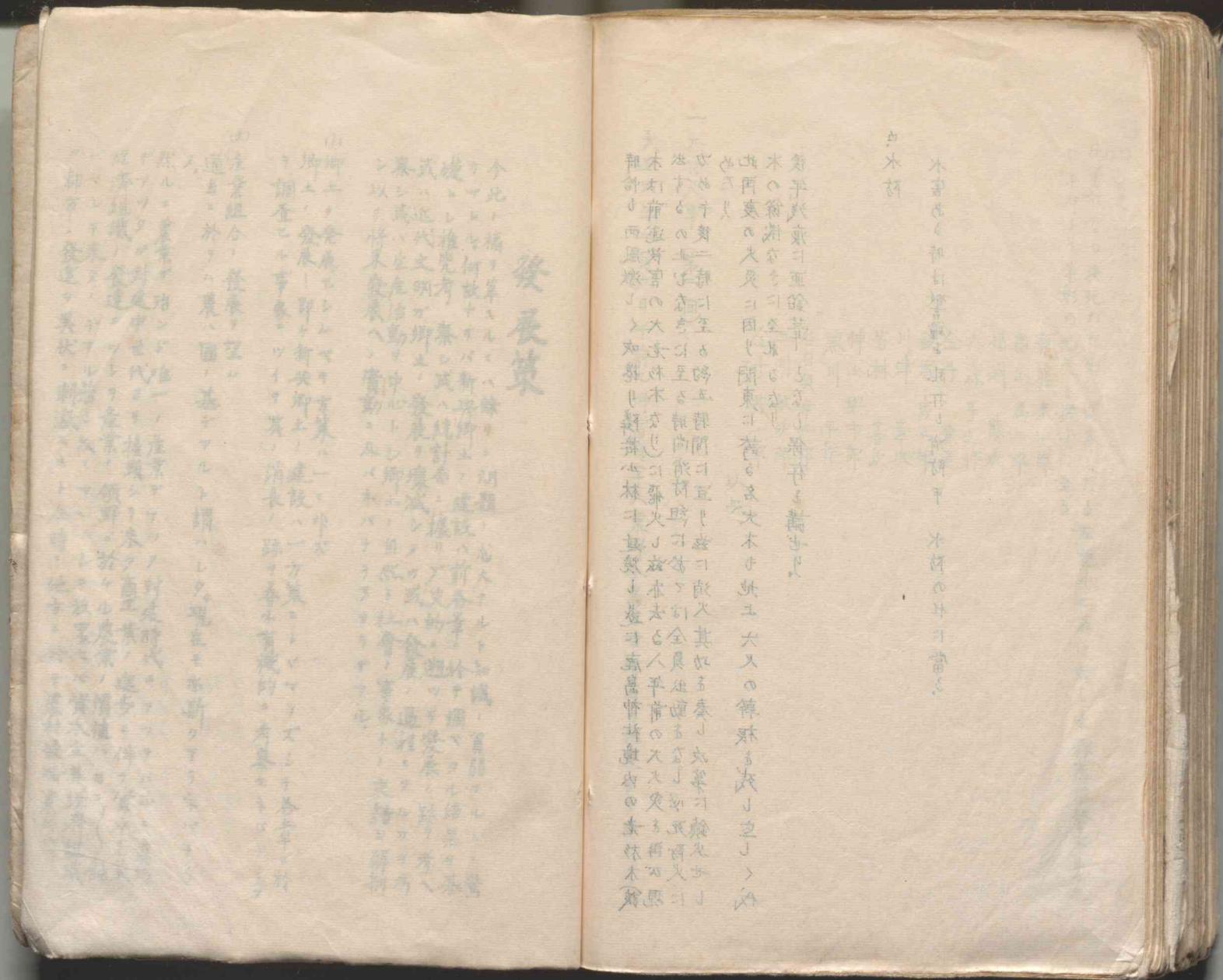
此再度の火災に因り関東に誇る名火木も地上六尺の幹根を残し空しく伐
 木の餘骸なきに至れりなり

後年残痕に重鋤草となし保存を講ぜり

水防

水害ある時は警鐘を乱打し消防手 水防の任に當る





536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1





發展策

今此ノ稿ヲ筆スルハ餘リニ問題ノ危大ナルト知識ノ貧弱ナルトニ驚カサレレ何故ナラバ新興郷土ノ建設ハ前各章ニ於テ調査タル結果ヲ基礎トシ推究考察シ或ハ統計ニ據リテ史的ニ遊ツテ發展ノ跡ヲ考ヘ或ハ近代文明ガ郷土ノ發展ヲ墮滅シタカク或ハ發展ノ過程ニアルカヲ考ヘ察シ或ハ生産活動ガ中心トシ郷土ノ自然ト社會ノ發展ノ事象トノ交錯ヲ解剖シ以テ將來發展ヘノ積極ニ及バネバナラザラザラガアル

(1) 郷土ヲ發展セシムベキ方策ハ一ニ非ズ
郷土ノ發展！即チ新興郷土ノ建設ハ一方策ニトバマラズシテ各章ニ於テ調査セル事象ニツイテ其ノ消長ノ跡ヲ尋ネ有機的ニ考察セバナラズ

(2) 産業組合ノ發展ヲ望ム
過去ニ於テハ農八國ノ基テアルト謂ハレタ。現在モ亦斯クアラネバナラズ然ルニ農業ガ殆ンド唯一ノ産業テマツタ封建時代ニマツテハ公平ニ眞理ヲアツタガ封建中世代ヨリ擡頭シテ來タ商工業ノ進歩ニ伴フ資本主義經濟組織ノ發達ニツレテ産業ノ領野ニ於ケル農業ノ價值ハ日ニ蝕ムバマレテ來タテアル若シカハマニシテ放置セバ資本主義經濟組織ガ都市ノ發達ヲ異伏ニ刺激スルト念時ニ他方ニ於テ農村侵略農村搾





(4) 道路ノ改善
 殖林ヲ行フ以上必然ニ起ル問題ハ道路ノ開鑿及改善ガ町
 陸上交通ノ至大ノ關係ヲ及ボスモ、以テアル此ノ點ヨリ見テ本町道路ガ着々
 改良サレツ、アルコトハ誠ニ以テ政者ノ炯眼ト苦心ノ跡ガウカガレ
 殊ニ横根一帯ノ殖林ハ既ニ伐採ノ期ニ入リ、運ハレ後製材サレ諸方
 開鑿ハ本町ノ殖林事業ヲ益々發達セシメ且ツ本町發展上特筆スベキコ
 トナル

一ニ九一ニ反然モ是レ等ハ小佛古生層ヨリ成ル石裂山ノ連疊ト花崗
 岩ヨリ成ル横根ノ大懸崖連亘シ然モ石トシテ殖林ヲ渴仰ニ止マザル
 モ、ノ如シ人勿論無限ノ空庫滿洲モ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相
 比スベシト勿論無限ノ空庫滿洲モ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相
 出モ考慮ニ入レザル利益ヲ考フル時ハ到底本町ヨリ殖林事業ヲ抹消スル
 養等ノ如キ間接ノ利益ヲ考フル時ハ到底本町ヨリ殖林事業ヲ抹消スル
 能ハズ、而シテ實際問題ニ入ルニ從ツテ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相
 林ヲ、漸時山間部ニ入ルニ從ツテ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相
 ヲ用材林ヲ主トシ薪炭林ニモ從ツテ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相
 炭林ニモ從ツテ用材ノ強敵鐵キンコンクリートハ相

(3) 殖林事業ニ就イテ
 夫レ一國ノ富強ヲ論ズルモ、ハ先ツ以テ産業ノ發展ヲ高潮スルコト常
 軌トス、而シテ産業ノ領野ニ於ケル農業ノ價值ハ今更論ズル迄モナク都
 市商工業ノ原料ノ品、創造アル原泉ナル是レ即チ土ノ藝術カ
 其ノ衰士ハヤガテ商工業ノ減少ヲ意味スルモ、デアラネバナラヌ。
 然レドモ農業ニモ亦幾多ノ部門アリ、口ク耕種アリ、養畜アリ、養
 蚕アリ、養蚕ハ別項ニテ詳述ス、殖林アリ、是レ等ヨリ同價値ニ織リ込
 ムハ是レ誤レル、基ダシキモノト云ハネバナラヌ。
 即チ本町ノ面積ヲ見ルニ田畑三七四町八反ニ對シ山林ハ廣袤 44 町ニ

取テ誘導シ農村ヨリ副業ヲ奪ヒ農村ヨリ勞力ヲ奪ヒ經濟的ニ文化的
 ニモ人口的ニモ農村ヲ荒廢ノドニ底ニツキ落シ農村及ビ地方ノ小都市
 ヲ犠牲ニスル事ニ依ツテノミ中央大都市ノ存在ガ益々鮮カニナリ
 テ來ルノデアル

殊ニ資本主義ノ經濟ノ組織ニ對抗シ郷土ノ更生ニ味方スルモ、ハ獨リ
 共同ノ力ヲ是レノイデアアル。茲ニ於テ必然的ニ産業組合ノ發展ヲ痛感
 スルモノテ殊ニ本町ノ如ク準農村ノ如キ形態ヲナス郷土ニ於テハ大
 衆ノ力ヲ共同ノ力ニカネヨツテ歩一歩ト着實ニ郷土ヲ開拓シ自力ニヨツ
 テ更生シテ行クベナラヌ此ノ意味ニ於テ本町ニ産業組合ノ設立ヲ見
 タルハ誠ニ結構ナ事ヲ組合員ト否トヲ問ハズ協力ニテ益々コノ發展ヲ永
 遠ニ期サネバナラヌ。



(7) 此、他發展ヲ策スベキ点多クアレド繁ヲ避ケ列挙スレバ

一、名所旧蹟、保護及宣伝
 二、宣伝スルコト
 三、納税思想ノ向上ヲ計ル
 四、農業者ノ保護助成
 五、開墾及ビ土地改良ノ助成
 六、堤防宅地、座地利用ノ改善
 七、林業及林産加工ノ改善
 八、養畜組織ノ改善
 九、農産加工ノ振張
 果實及果菜類ノ原料ノ振張
 振出ノ防グコトトモト、瓜菜

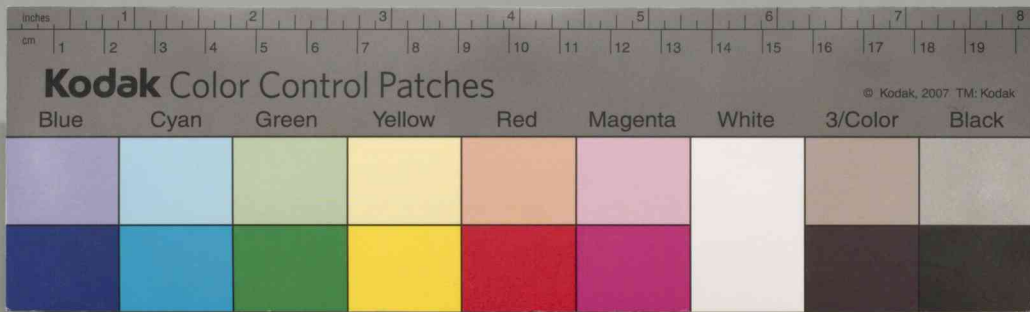
二、果樹栽培ノ園藝化ヲ計ル
 三、動力畜力其他農機具ノ共同化
 四、水カノ利用
 五、思想対策

(6) 商業活動ノ促進

本町ハ所謂半農半商ノ地ナルヲ以テ大都市ノ如ク商業敏活ナラズ故ニ
 次、諸点ニ注意スルコトハ本町商業發展上極メテ必要ナル事ナル
 (A) 商業区域ノ調査即チ如何商店カ多ク如何商品ヲ取扱フテモルカ
 何月ガ商賣カ多イカ顧客ハ如何ナル人カ廣告宣伝ノ範圍ハドウカ
 即チ本町ヲ中心トシテ商業的ニ支配シ得ル区域ハ何所迄カ
 (B) 商業技術ノ實査及其ノ対策
 商人ノ顧客ニ対スル忘答松
 如何ノ廣告宣伝ノ方法如何
 商品陳列法ノ巧拙如何
 販路開拓ノ
 商略ノ批評ノ即チ商機獲得ノ投資状況

近代文明ガ御土ニ及ボシタル響影ハドウナルカ文化ノ度ガ進ムニ
 ツレ響影スルモ、ハ何カ又御土ニ生活スルモノノ生産ト消費トヲ調フ
 ルニ本町民ガ自ラ生産シ自ラ消費シテ嗜好品ハ悉クト云フテヨイ程買入
 ノ一部ニ過ギズ煙草鹽酒其他一切ノ嗜好品ハ悉クト云フテヨイ程買入
 レナクテハナラズシカモソレ等ハ一旦自分ノ手デ生産シテ居ルモノ
 ガ少クテハ依ッテ加工サレ再ビ逆ニ購入ヲ餘儀ナクサレ居ルモノ
 又原始生産ノマ、是レヲ賣却シツテ金高ハ原料ノ品ヲ數倍デア
 是等ノ第二次ノ生産加工ノ助成ヲサナハナラズ
 窮極ノ理想ハ本町ガ再ビ色々ノ仕事ヲ持ツ事デア
 御土ニ於ケル第二次ノ生産活動ノ助成





五農業諸団体、新設改良統制
 六商品販賣法、改善
 販賣時期、吟味
 七屑物、廢物、利用
 八修養娛樂研究、佐習才、設備
 九改善、習慣、凡紀、改善

一。冠婚葬祭費、節約
 二。冗費、節約、依ル支出、節約
 三。共同作業、共同利用、共同購入、共同購買
 等、實行改善
 三。農業收支及生活費等、記帳、奨励

(8) 放多、重点
 要スルニ郷土開發、根本問題解決ハ以上、諸点ニ注意スベキハ勿論ナ
 シド更ニ一層吾人ノ注意ヲ要シ努力ヲ払ハナケレバナラヌ事ハ是等、
 諸点ヲ解決シ得ル人ヲ放多スルニマリ。
 是レ即チ小學放多及公民放多ノ重要ナル所以デアル。斯クシテ其ノ人
 ヲ得ル事ニヨツテ郷土ハ益々發展シ得ルデアル。
 知エヨシテ益々發展セシムルハ益々往ミヨキ郷土アラシムルハ學者
 ニ非ズ。總テ非ズ。郷土ニ住メル公民ソレ自體デアラネバナラヌ。
 總テ放多、改善、總テノ改造及ビ改革ハ人ヨリ起リ人ニヨリテ終始サレルノ
 テアル人一人!!
 郷土ヲ救済シ得ル人郷土ヲ發展セシムル人土ニ親シム真ノ郷土民、
 一人ニテモ多ク現ハレン事ヲ切望シテ止マズ。

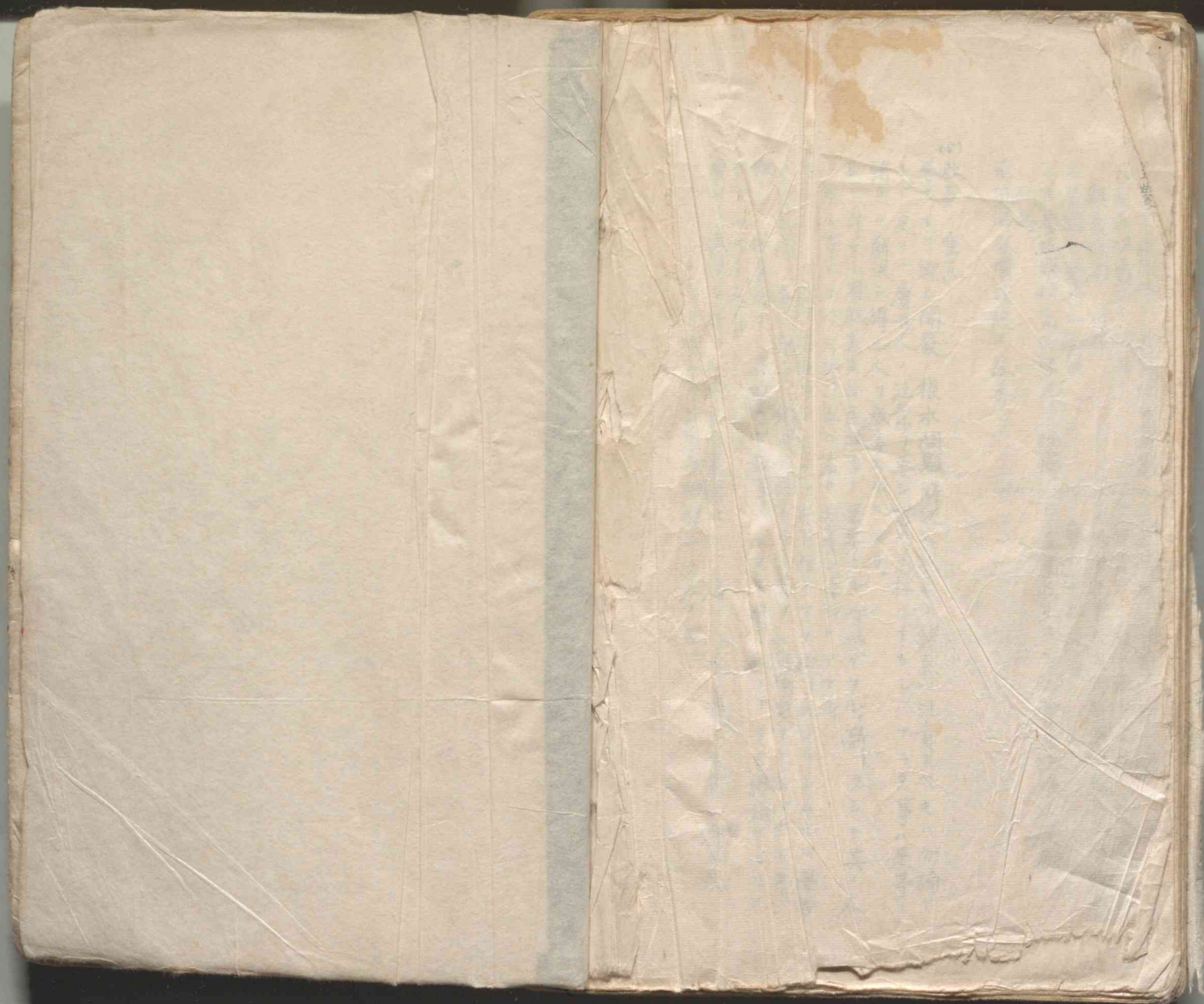




536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1





536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1

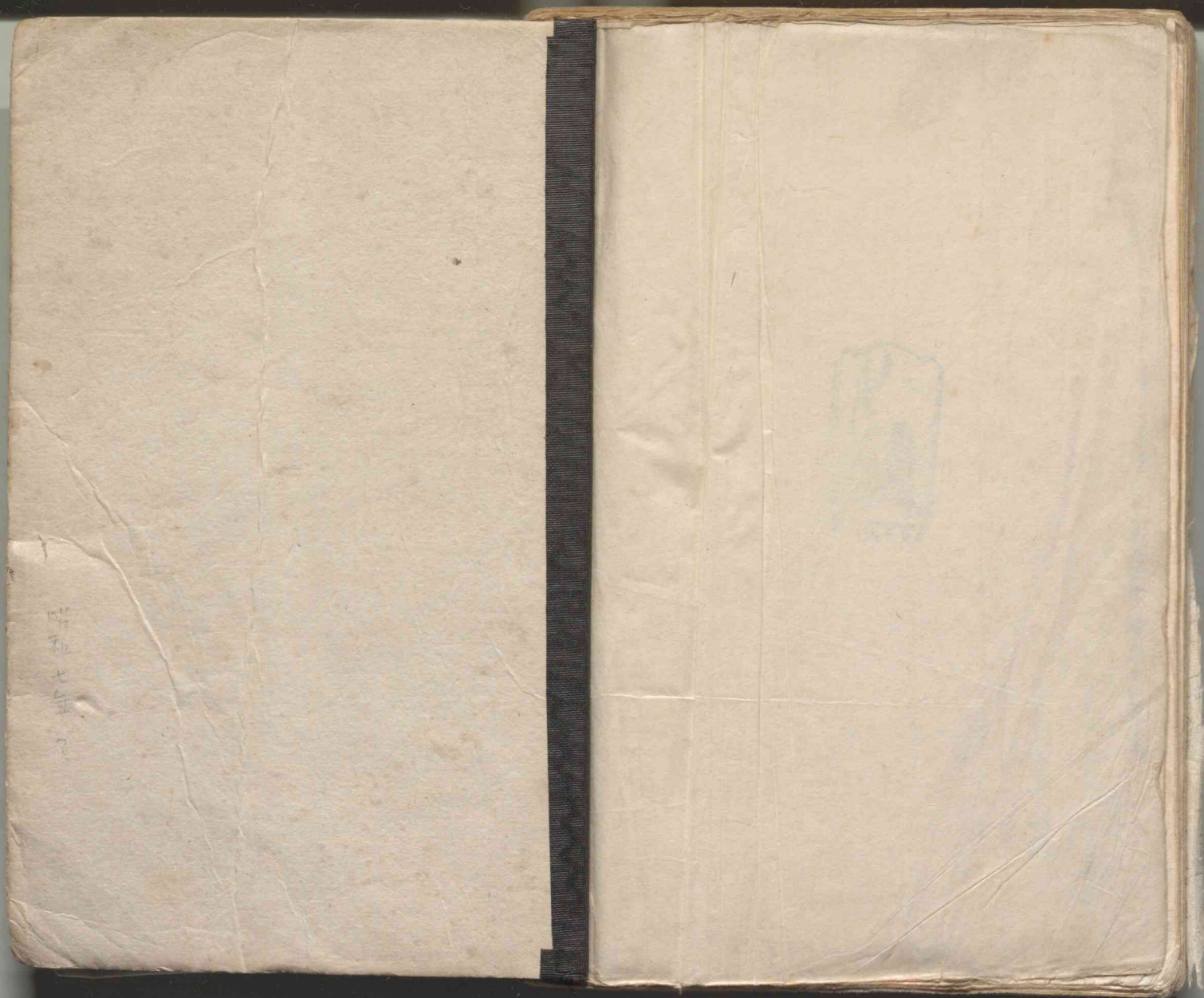




536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1





536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1





536 栗野地区 栗野町収集文書

ア1

